

# 貨物エリア内の燃料タンクの配置に関する事項

## 改正規則等

鋼船規則 S 編及び R 編  
鋼船規則検査要領 S 編及び R 編

## 改正事項

貨物エリア内の燃料タンクの配置に関する事項

## 改正理由

IACS は、燃料タンクの設置場所の制約から油タンカーや危険化学品ばら積船において、貨物エリア内に燃料タンクを配置する場合を想定し、貨物タンクの横又は下方等に燃料タンクを配置することを禁止する旨等を IACS 統一規則 M76 に規定している。本会は、同統一規則 M76 を既に規則に取入れている。

この程、IACS において同統一規則の見直しを行った結果、上記の配置に関する規定は、引火点が低い又は毒性のある貨物を積載する貨物タンクに隣接する燃料タンクにのみ適用すること等を明確にするとともに、MARPOL 条約等と重複する要件を削除する IACS 統一規則 M76(Rev.1)を 2018 年 6 月に採択した。

このため、IACS 統一規則 M76(Rev.1)に基づき、関連規定を改める。

## 改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) 貨物タンク又はスロップタンクの横又は下方等に配置することを禁止する要件の適用対象を、貨物タンク又はスロップタンクに隣接する燃料タンクに限定した。
- (2) 燃料タンクに対する規定について、MARPOL 条約等と重複する要件を削除した。
- (3) その他、鋼船規則 S 編及び R 編において、表現等を改めた。

## 改正条項

鋼船規則 S 編 3.1.5  
鋼船規則 R 編 4.5.1  
鋼船規則検査要領 S 編 S3.1.5  
鋼船規則検査要領 R 編 R4.5.1